○農林水産省告示第三千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県伊達市霊山町石田字馬舘山一の一二・月舘町御代田字鞍馬若一の二・二の二・七の二（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県伊達市霊山町石田字金弁蔵八六の一三・八六の一四・八六の一七・八六の一八・字大城坂五四の二（以上五筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三千十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋字小谷川三〇七四から三〇七六まで・字谷川三〇九九・字葭ケ谷三一〇九・三一一二の一・三一一六の一・三一一五九・字仁位殿三一一一の一・字山神谷二八三二・二八四〇・二八四二・二八七〇・二八七三・字堤ケ谷二九一二・二九一三・二九一五・二九一六（以上十八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県米子市夜見町字砂浜四　三一〇一の六・三一〇二の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字鳥越字小紋谷七六六の五、七六九の四

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県米子市和田町字御崎川尻北三〇九九の一・三一〇〇の一・字東灘北三一五〇の一・字上大灘東北三一五一の一〇・三一五一の一三・字下灘屋敷東三二七四の五から三三七四の八まで・字中屋敷東三四三六の九から三四三六の一二まで・三四三六の二四・字灘中屋敷東三四三七の一三から三四三七の一六まで（以上十八筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県鳴門市撫養町木津字大林一三二八の七一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第三千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市西祖谷山村東西岡一三の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第三千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張字狐ケ城三九〇八の二、三九三〇の三、三九三〇の四、三九四八の四、三九五二の九、三九五二の一一、三九五四の三、字狼ケ原三九七一の三、三九七一の四、三九七二の四から三九七二の六まで、三九七三の五、三九七三の六、三九七三の八、三九七四の五、三九七四の八、三九七六の七、三九七六の八、三九七七の四、三九八六の四、三九八七の三、四〇〇四の三、四〇〇四の四、四〇〇五の三、四〇〇六の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第三千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町西八幡原字比尻八七〇の一（次の図に示す部分に限る。）、八七〇の四、八七〇の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　富山県氷見市中波字四〇〇三の二（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　富山県氷見市中波字四〇〇五の三（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　魚つき

(三)　解除の理由　道路用地とするため